

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎規程の一部を改正する規程

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎規程（令和 5 年旭医大達第 119 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、外国人留学生(以下「留学生」という。)及び<u>旭川医科大学外国人研究者受入れ要項（平成16年4月1日学長裁定）第2に定める外国人研究者(以下「研究者」という。)</u>の住環境の整備に資するため、旭川医科大学(以下「本学」という。)が所有者又は管理会社等(以下「所有者等」という。)から借り上げて管理運営する、居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設(以下「借上宿舎」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和6年1月16日から施行する。</p> <p>【改正理由】 外国人研究者の定義を明確にするため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、外国人留学生(以下「留学生」という。)及び外国人研究者(以下「研究者」という。)の住環境の整備に資するため、旭川医科大学(以下「本学」という。)が所有者又は管理会社等(以下「所有者等」という。)から借り上げて管理運営する、居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設(以下「借上宿舎」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p>